旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

一、当協会の保証社員であった者の名称　株式会社ＺＯＷ　ＴＥＣ

二、住所　東京都千代田区大手町二丁目六番二号

三、代表者　劉　　載洪

右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。

手続場所　東京都千代田区霞が関三丁目三番二号
一般社団法人日本旅行業協会

平成二十七年八月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

南愛媛第二風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法（平成九年六月十三日法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第七条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第七条の二第二項の規定により、方法書の説明会を開催するようとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　電源開発株式会社
代表者　取締役社長　北村　雅良
所在地　東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　南愛媛第二風力発電事業（仮称）
種類　風力発電所の設置の工事の事業
規模　総出力　最大四万八百キロワット

三、対象事業が実施させるべき区域

愛媛県宇和島市津島町下畑地、愛媛県南宇和郡愛南町僧都地区

四、関係地域の範囲

愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町

五、方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所
愛媛県庁、宇和島市役所、宇和島市津島支所、愛南町役場

縦覧期間
平成二十七年八月十一日（火）から
平成二十七年九月十日（木）まで
（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）

縦覧時間
午前九時から午後五時まで

なお、方法書及び要約書の電子版は、電源開発株式会社のホームページにおいて平成二十七年八月十一日（火）から平成二十七年九月十日（木）まで縦覧頂けます。

六、方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

提出期限
平成二十七年九月二十四日（木）まで

提出先
〒一〇四―八一六五
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社　環境ＨＲエネルギー事業部風力事業室

意見書に記載すべき事項
・意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
・意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
・方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

なお、縦覧場所に備え付けの意見箱に投函頂けます。

七、説明会の開催を予定する日時及び場所

㈠日時　平成二十七年八月十六日（日）午前十時より
場所　上槇集会場（愛媛県宇和島市津島町下畑地乙七三五番地四）

㈡日時　平成二十七年八月二十二日（土）午後六時より
場所　僧都ふれあい交流館（愛媛県南宇和郡愛南町僧都二七九番地）

平成二十七年八月十一日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
取締役社長　北村　雅良

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年８月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（変更登録を受けた場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ザ・プランニング　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－912号　④株式会社ザ・プランニング　千葉県船橋市藤河台２丁目30番32号　代表取締役　小島裕二　⑤本社営業所　千葉県船橋市藤河台２丁目30番32号　⑥平成26年７月30日　⑧平成27年７月10日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県船橋市藤河台２－30－32　株式会社ザ・プランニング　代表取締役　小島裕二

Ｂ　①有限会社ナイルストーリー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4444号　④有限会社ナイルストーリー　東京都江戸川区南小岩五丁目８番24号　取締役　小柳康子　⑤本社営業所　東京都江戸川区南小岩五丁目８番24号　取締役　小柳康子　⑥平成10年６月30日　⑧平成27年７月９日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江戸川区南小岩五丁目８番24号　有限会社ナイルストーリー　取締役　小柳康子

Ｃ　①ＫＭＱツーリスト株式会社　②第２種旅行業　③石川県知事登録旅行業第２－252号　④ＫＭＱツーリスト株式会社　石川県小松市日の出町４丁目103番地　代表取締役　中嶋浩　⑤本社営業所　石川県小松市日の出町４丁目93番地　⑥平成23年１月31日　⑨平成27年７月30日　⑩1100万円　⑪石川県知事　⑫石川県小松市日の出町４丁目103番地　ＫＭＱツーリスト株式会社　代表取締役　中嶋浩

Ｂ　①ワールドツーリスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－1599号　④株式会社オークコーポレーション　大阪府堺市堺区甲斐町東５丁２番22号　代表取締役　鳥越靖雄　⑤本社営業所　大阪府堺市堺区甲斐町東５丁２番22号　⑥平成６年２月25日　⑧平成27年７月７日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府堺市堺区甲斐町東５丁２番22号　株式会社オークコーポレーション　代表取締役　鳥越靖雄